

第78号議案

島根県子牛公正取引条例の一部を改正する条例

島根県子牛公正取引条例（昭和23年島根県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (3) 県内において肉用牛を現に飼育し、又は飼育しようとする者との公正な契約により生産した子牛を売却する場合

第8条及び第9条を削る。

附 則

この条例は、平成29年8月1日から施行する。